

本年一月より実施されたる健康保険は政府が社会保険の一部として、額所得に依つて、生活をして居る者が、疾病負傷又は分娩死亡等に依つて、所得を失つたる場合に救済をなす意味に於いて制定せられたるものである。即ち労働者の保護を目的とするものである。然るに該保険が実施されるに当り、醫師會は政府と充分なる協定ありたるに拘らず、現在被保険者の治療又は入院の場合に於いて、各等被保険者に対する態度は、普通患者に對する態度と異り冷淡なる取扱をなし、充分なる治療を行はざるが如き事を知るやである。斯くの如きは社会保険の意義を全く失ふのみならず、反つて大なる弊害を生ずるものである。茲に本案の提出のなす所以である。及ぼすべき事を確信するものである。茲に本案の提出のなす所以である。

実行方法

- 一、内務省當局に抗議すること。
- 二、大日本醫師會に警告を發すること。
- 三、其の実行方法は執行委員會一任とすること。

(十三) 宣傳部充實に關する件

神奈川聯合會提案  
説明者 由良多一

我が總同盟当面の使命は日本に於ける労働組合運動の正道確立にある。我が總同盟は其の目的達成の爲め過去三ヶ年に互に、共産党及び中間派等とあらゆる抗争を續け、二回の分裂と幾多の犠牲とを拂つて、今日に至つたのであるが、其の使命遂行の爲め總同盟本來の運動政策を勇敢に行ひ、然して總同盟の運動方針を天下に徹底せしむるは、これからである。其の間共産派及中間派等との抗争は益々熾烈を極むであらう。其の間に總同盟内部にあつて今日迄良く總同盟の使命遂行の前衛を務めて来た。是れは是非充分な準備が必要である。其の意味に於て本案を提出した次第であります。

具體方法  
一、關東同盟本部に宣傳本部を置く事